

令和 2 年

上砂川町議会会議録

令和2年第3回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和2年第3回定例会

第1号(9月15日)

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
行政常任委員長 伊藤充章の報告	5
伊藤充章の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	6
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	7
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	8
同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	8
同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	9
同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	9
議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第25号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	12
議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	12
議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	12
議案第29号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算(第8号)	14
認定第1号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	17
認定第2号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について	17
決算特別委員会設置及び付託について	20
報告第5号 令和元年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	21
追加日程について	22
議案第30号 財産の取得について(原案可決)	22
休会について	24

散会の宣告	24
-------	----

第 2 号 (9月18日)

議事日程	26
会議録署名議員	27
開議の宣告	28
会議録署名議員指名について	28
一般質問	28
水谷 壽子	28
教育次長 米田 淳一	28
住民課長 白土 ゆかり	28
町長 奥山 光一	30
小澤 一文	30
福祉課保健予防担当参事 林 孔美	33
総務課長 内野 博之	33
笹木 笑子	34
教育次長 米田 淳一	36
福祉課長 山崎 数浩	36
伊藤 充章	38
福祉課保健予防担当参事 林 孔美	38
議案第 24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	39
議案第 25号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	39
議案第 26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について (原案可決)	39
議案第 27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について (原案可決)	39
議案第 28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について (原案可決)	39
議案第 29号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算 (第8号) (原案可決)	39
認定第 1号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について (認定)	41
認定第 2号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について (認定)	41
調査第 3号 所管事務調査について (許可)	43
派遣第 2号 議員派遣承認について (承認)	43
追加日程について	43
上砂川町議会議員定数等審査特別委員会委員長報告	43
発議第 1号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	44
意見書案第 2号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書 (原案可決)	45

意見書案第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（原案可決）	47
意見書案第4号	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（原案可決）	49
閉会の宣告		50

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.15	9.18
1	笹木 笑子	○	○
2	水谷 壽子	○	○
3	小澤 一文	○	○
4	越前 等	○	○
5	伊藤 充章	○	○
6	吉川 洋	○	○
7	堀内 哲夫	○	○
8	数馬 尚	○	○
9	高橋 成和	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.15	9.18
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
福祉課保健予防 担 当 参 事	林 孔 美	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.15	9.18
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○

令和 2 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 5 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 2 0 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
9 月 1 5 日～9 月 1 8 日
4 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 閉会中における行政常任委員会所管事務調査結果報告（伊藤委員長）
 - 3) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（伊藤議員）
 - 4) 例月出納検査結果報告（6・7・8 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- ※ 同意第 2 号～第 4 号は、即決とする。
- 第 9 議案第 2 4 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 2 5 号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 2 6 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 1 2 議案第 2 7 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 1 3 議案第 2 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 1 4 議案第 2 9 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）
- ※ 議案第 2 4 号～第 2 9 号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第 1 5 認定第 1 号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 1 6 認定第 2 号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について
- ※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明までとする。

第17 決算特別委員会設置及び付託について

第18 報告第 5号 令和元年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について
(追加日程)

第19 議案第30号 財産の取得について

○会議録署名議員

4番 越 前 等 5番 伊 藤 充 章

◎開会の宣告

- 議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、令和2年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

- 議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、越前議員、5番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願います。

◎会期決定について

- 議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から9月18日までの4日間に決定いたしました。
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

- 議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。
次、閉会中における行政常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。伊藤委員長。

- 5番（伊藤充章） 行政常任委員会所管事務調査報告を行います。
調査期間でございます。令和2年7月1日水曜日、1日間でございます。
調査事項、株式会社ロボットシステムズ社の稼働状況についてでございます。
調査委員は、行政常任委員会委員長ほか6名及び議長でございます。

説明員は、株式会社ロボットシステムズ代表取締役、覚張千万氏でございます。

調査内容は、上砂川町コンベンションホールを利用した新規事業者の業務内容及び今後の事業計画についての調査でございます。

調査結果でございます。株式会社ロボットシステムズ社は、北海道に産業用ロボットシステムを導入することを理念とし、同業他社とのネットワークを構築して、北海道を中心とした製造業への産業用ロボットシステムを使用した装置の導入を促進し、行く行くは北海道だけではなく、全国の企業へ人手不足対策の手助けができる企業であることを目的として、本年5月に設立された企業であります。

主要業務として、産業用ロボットシステムを用いた生産性の強化や省力化による人手不足、重筋労働の解消を提案し、システムの開発及びその構築、ロボット導入後の取扱いや法に準拠した安全教育を行っており、既に訪れつつある少子高齢化に伴う労働力の不足を補う有効な手段として期待されております。今後の問題点としては、ロボット導入を加速していく上で現在不足しているシステムインテグレータの養成が急務とのことでありますが、コンベンションホール各スペースを有効に活用して、学生に産業ロボットに触れる場を提供し、大学との共同研究や企業とのネットワークを構築することでこの分野の裾野を広げ、人材を確保することに取り組んでいくとのことであります。現在道内各所から問合せや相談が相次いでおり、契約に向けた具体的な提案中の案件、契約に結びつき納品した事例もあり、またロボット産業の将来市場予測では今年2020年の市場予測は2兆9,000億円、5年後の2025年予測では5兆3,000億円、15年後の2035年予測では9兆7,000億円と大きく市場が拡大することが見込まれており、今後の事業展開が期待されるところであります。

以上、報告といたします。

○議長（高橋成和） 次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。伊藤議員。

○5番（伊藤充章） 令和2年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和2年8月24日月曜日午前10時より。

場所は、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件でございます。選挙第1号 副議長の選挙について、議案第1号 空知中部広域連合の運営に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第3号 令和2年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和2年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 令和2年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和2年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第8号 北海道町村議会議

員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第10号 動産の取得について、認定第1号 令和元年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

結果でございますが、慎重審議の結果、副議長に上砂川町議会、高橋成和議長が選出されたほか、各案件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上、ご報告いたします。

○議長（高橋成和） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6月、7月、8月分のとおりでありますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします令和2年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

その他乗り合いタクシーの制度拡充についてご報告申し上げます。平成31年2月から実証運行を行っております乗り合いタクシーの運行実績につきましては、月平均で運行回数は22回、延べ利用者数は28人となっております。実証運行期間は運輸局から許可を受けている本年9月末までとなっております。このことから、今後の乗り合いタクシーの在り方について検討を要することから、本年5月に利用登録者と非登録者の高齢者にアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、本年8月には地域公共交通会議を開催し、制度拡充に向けた協議を行ったところであります。

内容につきましては、資料ナンバー1のとおり、運行便の増便と連絡施設の増設を求める要望が多数あり、運行業者である北星ハイヤーと調整を行いながら、現在午前2便、午後2便の1日合計4便の運行を午前4便、午後3便の合計7便に増便するとともに、現在9か所ある連絡施設については、本年10月から中央バス上砂川線が減便となることから、バス停中央1丁目、勤医協上砂川診療所、特別養護老人ホームはるにれ荘の3か所を増設し、合計12か所とすることとし、8月開催の地域公共交通会議において承認されたところであります。また、改めて運行実績の検証を行う必要あることから、実証運行の期間を令和3年3月31日まで継続し、今後の乗り合いタクシーの在り方について随時検討していくとともに、制度の概要について利用者及び住民周知を図ってまいりますことを申し上げ、町長

行政報告といたします。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和2年第2回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をご覧ください、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第2号

○議長（高橋成和） 日程第6、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、坂本充生氏が令和2年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、坂本充生。生年月日、XXXXXX。職業、会社役員。備考、任期4年。

本件は人事案件でございますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第3号

○議長（高橋成和） 日程第7、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、長田和子氏が令和2年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、長田和子。生年月日、XXXXXXXXXX。職業、臨時保育士。備考、任期4年。

本件は人事案件でございますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第4号

○議長（高橋成和） 日程第8、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、伊藤伸一氏が令和2年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、伊藤伸一。生年月日、[REDACTED]。職業、無職。備考、任期3年。

本件は人事案件でございますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第24号

○議長（高橋成和） 日程第9、議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第24号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、令和元年10月から国で実施しております国の幼児教育・保育の無償化を目的とした子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、本町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の関係条項の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、3歳以上の保育認定を受けている子供について副食費部分が実費徴収となることに伴う低所得世帯の減免規定等の追加等及び用語の整理を行うものでございますが、本町におきましては利用者負担や食事の提供に要する費用については町独自で無償化しており、このたびの改正による利用者への影響はございません。経過措置として、無償化実施から1年を超えない期間内において市町村が条例で定めるまでの間は、国が定めた基準が市町村の定めた基準とみなされていたものでございます。

条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

なお、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第25号

○議長（高橋成和） 日程第10、議案第25号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第25号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、上砂川町認定こども園設置条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第25号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、先ほど議案第24号でご説明いたしました令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化を目的とした子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町の認定こども園設置条例の関係条項の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、本町の保育費用は保育費用の特例として対象となる子供及び保護者が本町に居住し、本町の認定こども園を利用する場合は全ての園児を無償としていることから、国の無償化の対象となる3歳から5歳までの子供と3歳未満の住民税非課税世帯で保育の必要性がある子供を除く等用語の整理を行うものでございます。本条例も経過措置として、無償化実施から1年を超えない期間内において市町村が条例で定めるまでの間は、国が定めた基準が市町村の定めた基準とみなされていたものでございます。

条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー3の新旧対照表をご参照いたします。

それでは、本文に参ります。上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例。

上砂川町認定こども園設置条例（平成30年上砂川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附則第3条中「支援法第19条第1項各号」を「支援法第19条第1項第3号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第26号 議案第27号 議案第28号

○議長（高橋成和） 次に、日程第11、議案第26号と日程第12、議案第27号及び日程第13、議案第28号は関連がありますので、一括議題として提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてと日程第12、議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について並びに日程第13、議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第26号、議案第27号及び議案第28号について一括提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の脱退に伴い、規約の変更について協議をするため議会の議決を求めるものであること。

次に、議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の脱退に伴い、規約の変更について協議をするため議会の議決を求めるものであること。

次に、議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合の脱退に伴い、規約の変更について協議をするため議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第26号、議案第27号及び議案第28号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。

内容につきましては、提案理由にございますとおり、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、それぞれの組合から脱退したことに伴い、規約の関係条文を改めることについて、構成する各自自治体の議会の議決を求めるものであります。

なお、規約の変更箇所につきましては、資料ナンバー4から資料ナンバー6の新旧対照

表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第26号でございます。北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第27号でございます。北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩総合振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「、札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、札幌広域圏組合」、「、山越郡衛生処理組合」及び「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

続きまして、議案第28号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第29号

○議長（高橋成和） 日程第14、議案第29号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第29号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,177万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第29号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税200万円の追加で、16億5,600万円となります。

1項地方交付税、同額であります。

17款繰入金1億7,720万円の追加で、3億7,750万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入500万円の追加で、1億225万2,000円となります。

3項貸付金元利収入500万円の追加で、1,825万円となります。

20款繰越金2,850万円の追加で、6,501万9,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が2億1,270万円の追加で、42億9,177万円となります。

2、歳出、2款総務費1億7万6,000円の追加で、15億9,332万6,000円となります。

1項総務管理費1億7万6,000円の追加で、15億4,830万6,000円となります。

7款商工費1億円の追加で、1億4,810万1,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費820万円の追加で、3億5,008万8,000円となります。

2項道路橋りょう費820万円の追加で、1億5,409万5,000円となります。

10款教育費442万4,000円の追加で、1億6,893万3,000円となります。

4項社会教育費220万円の追加で、850万3,000円となります。

5項保健体育費222万4,000円の追加で、3,187万1,000円となります。

歳出合計が 2 億1,270万円の追加で、42億9,177万円となります。

事項別明細書 7 ページ、歳出でございます。3、歳出、2 款 1 項 5 目財産管理費996万7,000 円の追加は、はるにれ荘の非常用発電機の修繕とデイスサービスセンターのろ過器ろ過材の交換、また現在、株式会社ロボットシステムズが使用している旧コンベンションホールの北側エントランス屋根の一部が崩落したことによる修繕料の計上であります。

9 目諸費127万3,000円の追加は、障害者自立支援給付金の精算返還金の計上であります。

10目町民センター管理費393万6,000円の追加は、町民センターの排水管が数年前より詰まりが発生するようになってきていることから修繕するもので、約 1 か月間の工期を要し、この間トイレが使用できないことから、体育センタートイレへの利用誘導や仮設トイレを設置するなどの対応をしております。

11目地域振興費190万円の追加で、2,333万円となります。

資料ナンバー 7 をご参照願います。創業支援事業補助金の概要であります。昨年創設した創業支援補助金の対象事業はチーズ工房の創業で、申請者は帯広市でヤギチーズを製造し、本年 6 月に本町に移住した勝長玲美さんです。事業概要であります。旧東町集会所を改修し、チーズ工房を設立、近隣にある旧公園敷地等にヤギ小屋を建設し、ヤギを飼育しながらヤギの生乳から作るチーズの商品化を目指し、ふるさと納税の返礼品としての特産品開発を視野に入れ、事業展開を行うものであります。事業計画は、チーズ工房改修費として601万円、チーズ製造備品購入費として307万円、合計908万円の事業費で、操業開始は令和 2 年11月30日を予定しております。補助額は、改修費及び備品購入費の限度額である190万円となるものであります。

予算書にお戻り願います。12目地域おこし協力隊事業費200万円の追加は、国は協力隊の定住と企業を促進するため最終年次任期満了後 1 年の間に起業し、自治体が補助した場合100万円を上限に特別交付税措置することとしており、元協力隊員の千葉氏が本年 7 月に中空知を活動拠点としてヨガやはり、きゅう等の事業を行う会社を起業、現協力隊員の大場氏が退任する明年 7 月に運動の基礎を教える会社を起業するため上限額を助成するものであります。

13目役場庁舎建設費7,600万円の追加で、7 億7,127万2,000円となります。11節役務費100万円の追加は、備品等の処分手数料であります。17節備品購入費7,500万円の追加は、新庁舎の事務机や椅子、キャビネット等の備品購入費の計上であります。

15目新型コロナウイルス感染症対策費500万円の追加は、4 月に新設した新型コロナウイルス感染症対策緊急運転資金について融資枠2,000万円を確保しておりましたが、既に約 7 割が執行していることから、融資枠を拡充するため預託金を計上するものであります。

次ページであります。7 款 1 項 2 目企業開発費 1 億円の追加で、1 億1,494万3,000円となります。

資料ナンバー 8 をご参照願います。企業振興促進条例助成事業の概要であります。対象事業は、医療用製品製造設備整備事業で、実施企業はマイクログラス株式会社であります。

事業概要であります。医療機関等の病理検査で使用する医療用スライドガラスの輸出増加につき生産技術向上を図る必要があるため、4の設備投資計画にあります製造機器を整備するもので、併せて経営、雇用の拡大と事業の安定化を図るものであります。助成額は、設備投資額が総額2億380万5,000円でありますので、上限額の1億円となります。

予算書にお戻り願います。8款2項1目道路維持費820万円の追加は、補助事業の追加工事として緑橋の伸縮装置取替え補修費を計上するものであります。

10款4項1目社会教育総務費220万円の追加は、郷土芸能保存会が所有する獅子頭4頭は購入後40年以上経過しており、損傷が著しいことから更新費用として助成するものであります。

5項2目体育施設費222万4,000円の追加は、鶉プールのクローズ後来年度に向けて点検をしていたところ配水管開閉弁に不具合が生じていたことから、来年度のオープンに支障を来さぬよう修繕するものであります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、9款1項1目地方交付税200万円の追加は、歳出で計上した地域おこし協力隊起業支援金について同額計上するものであります。

17款1項1目基金繰入金1億7,720万円の追加で、3億7,750万円となります。2節公共施設等整備基金繰入金7,500万円の追加は、新庁舎備品経費に充当するため、公共施設等整備基金から同額繰入れするものであります。6節産業振興基金繰入金1億円の追加は、企業振興促進条例助成金に充当するため、産業振興基金から同額繰入れするものであります。

7節ふるさとづくり基金繰入金220万円の追加は、郷土芸能保存会助成金に充当するため、ふるさとづくり基金から同額繰入れするものであります。

18款3項1目中小企業融資資金貸付金収入500万円の追加は、原資預託金を貸付金収入として同額計上するものであります。

20款1項1目繰越金2,850万円の追加は、前年度繰越金を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時56分

○議長（高橋成和） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 日程第15、認定第1号及び日程第16、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、認定第1号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第16、認定第2号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、認定第1号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び認定第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております令和元年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1 ページをお開き願います。令和元年度一般会計予算は、第7期総合計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成を行ったところであり、令和元年度におきましても特別職の人件費を町長20%、副町長、教育長10%の削減を継続したところであります。積立金、基金につきまして経費の効率的運用や各種補助金等の活用により、対前年度末比較1億9,900万円ほどの基金積立てが減額となり、令和元年度末基金残高は約24億2,000万円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましては、町税で前年度対比470万5,000円増の1億8,509万2,000円、地方交付税は前年度対比258万1,000円増の17億1,809万9,000円、国庫支出金は消費税対策プレミアムつき商品券事業の増収と橋りょう長寿命化事業及び認定こども園等複合施設建設事業の減収との相殺により前年度対比812万円減の2億2,009万円、繰入金は本年度は産業振興基金から企業振興促進条例助成金を対象

となる誘致企業へ助成する財源として1億円を、公共施設等整備基金から役場庁舎建設事業費の財源として1億5,750万円を、ふるさとづくり基金から開基120年記念事業の記念品購入として1,451万円を、国民健康保険特別会計においては広域連合の各種基金等の精算による歳計剰余金として1,270万円をそれぞれ繰入れし、前年度対比1億9,221万円増の2億8,471万円、町債は認定こども園等複合施設建設事業等の減収により前年度対比5億7,672万円減の2億9,200万8,000円となり、歳入総額で32億8,471万4,000円の決算となっております。

歳出であります。人件費で職員の退職による減と新規採用による増との相殺により前年度対比69万3,000円増の5億4,567万8,000円、扶助費で障害者自立支援費等の減額により前年度対比1,875万7,000円減の3億780万9,000円、補助費等で企業振興促進条例助成金等の増額により前年度対比8,840万9,000円増の5億4,086万8,000円、繰出金で水道会計繰出金等の減額により前年度対比3,320万9,000円減の3億6,332万9,000円、投資的経費で認定こども園等複合施設建設事業の減により前年度対比4億4,198万5,000円減の5億8,500万7,000円となり、歳出総額で31億8,526万1,000円の決算で、歳入歳出差引きの実質収支は9,945万3,000円となるものであります。

次ページであります。財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成30年度で臨時財政対策債を含め82.3%でしたが、令和元年度では2.2ポイント増の84.5%となり、これは歳出において嘱託、臨時職員の雇用増と賃金底上げによる処遇改善等を図ったことにより物件費が前年度比較4,530万5,000円の増額となりましたことから、その影響が大きく反映されております。財政力指数につきましては、過去3か年間平均で12.0%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、令和元年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。一般会計では、歳入が32億8,471万4,000円、歳出で31億8,526万1,000円となり、差引き9,945万3,000円となります。特別会計であります。4特別会計合計で歳入合計が5億8,904万6,000円、歳出で5億8,669万7,000円となり、差引き234万9,000円となります。全会計の合計で38億7,376万円の歳入に対し、37億7,195万8,000円の歳出で、差引き1億180万2,000円となったところであります。

なお、3ページ、4ページは各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、決算特別委員会におきまして各担当課長より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 日程第17、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります堀内議員を除く全議員を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には伊藤議員、副委員長には小澤議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。

◎報告第5号

○議長（高橋成和） 日程第18、報告第5号 令和元年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第5号 令和元年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和元年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

令和2年9月15日、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第5号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー9を御覧願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計では実質収支は9,945万3,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等の償還金に係る負担金の減によりまして前年度より1.3ポイント減の7.1%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、充当可能基金等の増加によりまして前年度同様0.0%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計、水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあるため、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましては例年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、

総務省におきましても10月上旬にこの暫定値の公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に参ります。1、財政健全化判断比率、暫定値。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、7.1、0.00。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率、暫定値。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第5号 令和元年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に議案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第30号

○議長（高橋成和） 日程第19、議案第30号 財産の取得について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第30号 財産の取得について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、福祉バスの取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第30号について内容の説明

をいたします。

このたびの議案につきましては、福祉バスを取得するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格1,500万円以上の財産の取得につきまして審議をお願いするものであります。

現在福祉バスの運行は、新型コロナウイルス感染症予防対策として現行定員40名を座席の間隔を確保するため町内運行は24名、町外運行は17名と定員を制限し、運行しておりますが、いまだ終息のめどが立たないことと少ない定員のため利用人数によっては分散及び2回に分けての運行としなければならないことから、その対策として1台増車し、対応するものであります。さらには、災害時等で住民を避難所等へ送迎する際にも密を避ける観点から1台増車することにより対応が可能となるものであります。

入札につきましては、北海道日野自動車株式会社空知支店と北海道いすゞ自動車株式会社空知支店の2社による指名競争入札の方法で去る9月11日に執行し、1回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。

入札額は、北海道いすゞ自動車株式会社空知支店が1,870万6,000円、北海道日野自動車株式会社空知支店が1,852万1,000円で、北海道日野自動車株式会社空知支店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額185万2,100円を加えた2,037万3,100円であります。

納入期限につきましては、令和3年3月31日としております。

福祉バスの概要でございますが、車種は中型バス、全長8メートル99センチ、全高3メートル35センチ、乗車定員は運転席とガイド席を含め39人の車両で、感染症予防対策として空間のカビや浮遊ウイルスを除去する効果があるプラズマクラスターイオン発生機や外気導入つきのオートクーラー、運転席飛沫防止のカーテン等を設置した特別仕様としております。

それでは、本文に参ります。次の財産を取得する。

- 1、取得する動産、福祉バス。
- 2、取得の内容、購入。
- 3、取得金額、2,037万3,100円（消費税含む）。
- 4、取得の相手方、砂川市空知太東1条6丁目1番1号、北海道日野自動車株式会社空知支店支店長、松田正樹。
- 5、取得の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 財産の取得については、原案のとおり決定いたしました。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日16日と17日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、16日と17日は休会することに決定いたしました。

なお、明日16日につきましては常任委員会を、17日につきましては決算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほうよろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 8 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 4 0 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 2 4 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 2 5 号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 2 6 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 6 議案第 2 7 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 7 議案第 2 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 8 議案第 2 9 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）
※ 議案第 2 4 号～第 2 9 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 9 認定第 1 号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 1 0 認定第 2 号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 決算特別委員会委員長報告
※ 認定第 1 号・第 2 号は、報告に対する採決とする。（質疑・討論は省略とする。）
- 第 1 1 調査第 3 号 所管事務調査について
- 第 1 2 派遣第 2 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 1 3 上砂川町議会議員定数等審査特別委員会委員長報告
- 第 1 4 発議第 1 号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 5 意見書案第 2 号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書
- 第 1 6 意見書案第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第 1 7 意見書案第 4 号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

○会議録署名議員

4番 越 前 等 5番 伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、越前議員、5番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 水谷 壽子 議員

○議長（高橋成和） 2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷壽子） おはようございます。それでは、早速発言させていただきます。

件名は、奥沢パークゴルフ場の備品についてでございます。質問の趣旨は、パーク場内に設置してあるテント、テーブル、パイプ椅子の状態が著しく劣化しているのですが、中古の物件でもいいので、取り替えてほしいのですが、町としてはどのように考えていますか。また、設置している土地が凸凹しているので、テーブル、椅子が安定せず、不便なので、この点も考えていただきたいと思います。

2点目は、コース場内の芝がところどころ剥がれて土が出ているので、剥がれている部分の芝だけでも張り替えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

これが質問1点目です。

2点目、続けてさせていただきます。分別ごみ排出作業についてでございます。この分別は、資源ごみ排出作業のことを言っております。趣旨といたしまして、現在分別ごみ排出作業は、地域住民の協力により実施されていますが、協力する住民の年齢が地域により高齢化が進み、お手伝いのできる人たちが減少し、若い方も仕事の関係で手伝いたくてもできない方もいます。このような現状で協力、助け合いにも限界があると思います。特にこれから冬場の排出場所の除雪作業は、高齢者には重労働です。町として、この分別資源

ごみ排出作業について制度として続けていくつもりなのか。その場合高齢化で分別作業のできなくなった拠点が出た場合についてどのようにするのか、考えがあるなら教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋成和） ただいまの2番、水谷議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 2番、水谷議員の1件目のご質問、奥沢パークゴルフ場の備品についてお答えいたします。

ご承知のとおり、奥沢パークゴルフ場は平成10年のオープン以来今年で23年を迎え、この間町民を中心に内外を問わず多くの愛好家にご利用いただいております。昨年度は延べ2,500人を超える利用がありました。本年は、やむなく新型コロナウイルスの感染拡大防止を優先し、オープン時期を例年の4月末から約一月遅れの5月29日といたしました。オープン後は順調に利用が伸びており、町民の健康増進にとっての中心的な位置づけとなっております。

場内設置の備品等ではありますが、更新の必要性の高いものにつきましては従前からその都度更新をしており、近年では防球ネットやコースの番号表示、券売機などを更新しております。また、テーブル、椅子などにつきましては、議員ご指摘のとおり、経年の劣化がありますものの、屋外での設置ということもございますので、今後他の公共施設の物品更新に併せ新たに更新、もしくは程度のよい物品と適宜交換して対応してまいります。

また、テント設営場所の現地を確認いたしましたところ、ご指摘のとおり、土地の凹凸が見受けられますことから、コース場内の芝張り替えと併せ、利用者の安全を優先しながら、パークゴルフ連盟等団体とも協議をしながら、よい方策を検討してまいりたいと考えておりますことを申し述べ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 2番、水谷議員の2件目のご質問、分別ごみ排出作業についてお答えいたします。

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を目的として制定された容器包装リサイクル法に基づき、都道府県と市町村が分別収集計画を策定し、資源のリサイクルに努めることとされております。本町では、平成14年7月から可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみについて指定袋に入れたごみ収集を開始し、資源ごみとしましてはアルミ缶、スチール缶、ガラス瓶、紙パック、新聞、雑誌、雑紙、チラシ、段ボール、ペットボトルを回収し、環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するための取組を実施してきております。分別収集につきましては、法令にのっとり各自自治体が行っているものでございます。循環型社会形成推進の一環として、プラスチックごみ削減のため本年7月にはレジ袋の有料化が開始され、またプラスチックごみを新たにプラスチック資源の区分を設けて一括回収するよう全国の市区町村に要請する方針を政府が固めたとの報道もございましたことから、今後分別項目の変

更等はありません。ごみの減量化に向け継続して実施しなければならないと考えております。

一方で高齢化により分別するのが難しい高齢者の問題が地域包括支援センターの地域ケア会議で3年前に取り上げられ、こうした高齢者への配慮から衛生協力会でも対応を検討し、国の進める細分化には幾分逆行することとはなりますが、許容の範囲内で別々の区分としていたアルミ缶、スチール缶、無色瓶、茶色瓶、その他の瓶、雑誌、雑紙、チラシの区分を昨年4月からアルミ缶とスチール缶と一緒に、瓶類も色分けがなく、雑誌、雑紙、チラシも区分せずに出せるよう対応したところでございます。

高齢者のごみ出し支援につきましては、要介護認定を受けている方の場合は介護サービスを利用したヘルパーによる分別支援があり、介護保険の要支援者、事業対象者の中には町の社会福祉協議会の生活支援サービス事業でボランティアによるごみ出し支援を利用している方もおりますが、ボランティアの方も高齢者が多く、希望する方全員に支援できてはいないと聞いております。この高齢者へのごみ出しサポート体制につきましては、8月26日に北海道議会環境生活委員会による管内市町長との意見交換会の席上でも本町が抱える今後の課題として発言をしております。行政としての補完の在り方につきまして関係機関と連携を密に対応していく必要性を認識しております。

また、資源ごみの置き場所の管理につきましては、基本的には各地区の衛生協力会が中心となり、地域住民の相互協力で行われているものと理解しておりますが、今後議員のご質問のような置き場所の管理ができない地区が出てくることも予想されますので、衛生協力会、自治会等とも協議し、対応策を検討してまいりたいと考えております。

高齢化率が50%を超える本町におきましては、他市町以上に地域で共に助け合う共助が必要とされている状況でございますので、今後ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。水谷議員。

○2番（水谷壽子） パーク場のほうですが、近い将来替えていただけるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋成和） 水谷議員、再質問なので。要望ですか。もう一回ちょっと詳しく。

○2番（水谷壽子） ただいまパーク場のことを説明していただきましたが、この20年間パーク場ができてから一度も替えたことはないということなので、今後よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 要望ですね。

○2番（水谷壽子） はい。

それから、衛生協力会のほうで、2件目の分別、続けて言ってよろしいですか。

○議長（高橋成和） 許可します。

○2番（水谷壽子） よろしく願いいたします。

ただいま白土課長からご説明をいただき、ありがとうございます。分別作業の件について

ては、今日、明日とすぐできないと思いますので、どのような時間をかけて実施していくのかももう少し詳しく教えていただきたいのですが、それは無理な質問でしょうか。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） この分別収集の問題については、正直言ってやめることはできません。そういうことで、ただいま住民課長が答弁したとおり、高齢化による分別ができなくなるこの問題についてはうちだけの問題ではなくて、高齢化率がどんどん、どんどん高くなっていっています。ほかの市町村でも同様の問題がある、そういうふうには私自身も認識しています。これを進めるためにどうしなければいけないのか。したがって、国においては、高齢化問題は厚生労働省の問題です。資源ごみの問題は環境省の問題です。どうしてもここで縦割りの弊害というのがあるので、過日ある国会議員にはここは横断的に、省庁横断的に、そして与野党関係なくしっかりと検討してほしい、それとただいま答弁の中で申し上げましたとおり、道議会の環境生活委員会、ここはごみ問題で高齢者問題は取り扱っていないのです。だけれども、あえて私のほうから問題提起をさせていただきました。これは、先ほども言いましたとおり、上砂川町だけの問題ではないというふうに私自身は認識しています。したがって、国においても道においても、町も当然検討はしていきます。地域住民の皆さんがどうやってこの分別に関わっていきけるか。家庭内に入ることは非常に難しい問題もあります。ですから、しっかりとじっくりと時間をかけなければいけない。国においても道においてもどういうふうな方法があるのかも一緒に考えてほしいということをお願いしているということで、いつまでに検討しますとか結論を出しますということでは、現段階においては明確な答弁はできないということで差し控えさせていただきます。

○議長（高橋成和） 水谷議員、よろしいでしょうか。

○2番（水谷壽子） ありがとうございます。私が性急し過ぎたようでございます。ありがとうございます。

○議長（高橋成和） それでは、質問を打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次に、3番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（小澤一文） 初めに、コロナ禍における子供の定期予防接種についてお伺いします。

子供の定期予防接種には、肺炎球菌やB型肝炎、麻疹、結核など13疾病に対するワクチンがありますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、これらの予防接種を控える動きが全国的に起きているようです。外出の自粛や通院による新型コロナウイルスの感染への不安が背景にあると考えられますが、適切な接種時期から遅ればそれだけ子供が病気にかかるリスクも大きくなり、小児科医からは懸念の声が上がっています。小児科医でつくるNPO法人VPD、ワクチンで防げる病気を知って、子どもを守ろうの会は、7月16日、生後2か月から接種できる小児用肺炎球菌ワクチンなどの接種率を公表しました。それに

よると、接種率の低下傾向は新型コロナウイルスの感染が広がり始めた時期からうかがえるとしています。

このような状況の中、新型コロナウイルスの影響で接種を見送り、期限を過ぎてしまった子供が接種そのものを諦めかねないことがあるかもしれません。また、定められた対象期間に受ければ公費負担ですが、期限を過ぎると任意接種の扱いになり、全額自己負担となり、未接種につながる新たな原因ともなりかねません。このため厚生労働省は、未接種の子供を救済するために3月19日付の事務連絡で相当な理由があると自治体が判断した場合は、定期予報接種の期限延長を認めても差し支えがないとしました。ウイルスの治療薬やワクチンの開発、実用化までにはなお一定の時間を要することから、終息には時間がかかることが予想されます。また、冬期におけるインフルエンザの流行も考慮しなければなりません。コロナ禍の今、予防接種期限の延長を図ることで接種時の感染への不安をなくすことや定期接種の時期を逃してしまった子供も定期接種として実施できるよう適切な対応を求めるものであります。また、保護者に対して予防接種を控えることのないよう医療機関の感染予防対策等十分な情報を発信することも重要です。本町のコロナ禍での子供の定期予防接種の対応についてお伺いします。

次に、防災計画についてお伺いします。7月の九州や中部地方等を襲った令和2年7月豪雨災害では、80名以上の犠牲者と各地に甚大な被害をもたらしました。また、さきの台風9号、10号もしかり、繰り返される自然災害の脅威を改めて感じました。そして、9月1日は防災の日です。皆が台風や地震等の認識を深め、これに対処する心構えを準備するとして制定された啓発日となっているようです。常に皆が災害に対処する心構えの準備ができていて災害に強い町をつくる、そんな啓発日としてまいりたいと考えます。

東日本大震災では、物資の備蓄や提供、また避難所の運営等において従来の防災対策では女性や高齢者、障害者等の災害弱者に対する視点が反映されず、災害時要援護者の安全確保や女性の視点が活かされた居住スペースの確保、また生活必需品の整備等について十分な配慮がされず、様々な問題が浮き彫りとなりました。これを受け、多くの自治体は生活に密着した女性ならではの視点を積極的に防災対策に取り入れ、きめ細かな対応を目指す体制に大きく見直しが進められています。災害備蓄品についても、総合的な観点からニーズに合った整備ができ、より充実した備蓄物資となり、質の向上が図られているようです。

また、震災後内閣府は、男女共同参画の視点を反映させる必要な対策、対応について地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的な事項を取りまとめる等、今や防災に関する政策、方針決定過程において女性の参画は欠かすことができない取組になっています。こうしたことから、積極的に女性の視点を反映した対策、対応を取り入れながら、感染症流行時の災害対策の体制づくりを急ぎ、新たな防災対策の構築を進めることが重要ではないでしょうか。見解を求めます。

次に、上砂川町防災会議についてお伺いします。防災会議は、本町の地域防災計画を作成

し、その実施を推進する機関であって、本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する組織です。防災会議の委員19名については、防災会議条例により防災関係官署を主とする行政機関や公共機関から町長が任命する者となっています。しかしながら、前段で示したように今や女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が強く求められているわけですが、本町の防災会議の委員は全員男性で、女性委員は登用されていないのが現状であります。女性委員の推薦を促し、防災会議に女性委員を登用すべきと考えますが、見解をお伺いして、質問を終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。林福祉課保健予防担当参事。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） 3番、小澤議員の1件目のご質問、コロナ禍での子供の定期予防接種の対応についてお答えします。

本町における子供の定期予防接種につきましては、町内の2医療機関のほか空知医師会の小児科診療を行っている医療機関において生後2か月から全額助成で実施しております。定期予防接種の案内やお知らせは、新生児訪問時に接種を受けることで予防できる感染症から子供を守るために必要であることを説明し、また接種が始まる生後2か月前に再度訪問をして、保護者と接種スケジュールを立て、医療機関の感染予防対策、予防接種の受け方、受けるときの注意点など保護者が不安なく接種できるよう支援しております。その後は、乳幼児健診で予防接種の進み具合について保護者との確認や母子健康管理システムを活用し、毎月の接種の状況把握を行い、接種の進み方が遅れつつある子供がいるときは保護者に連絡し、遅れている理由の把握、接種勧奨を行っております。そのような取組の結果、コロナ禍の中でも現在のところ保護者の理解のおかげで接種率に変化はなく、新型コロナウイルス感染への不安からの接種控えはない状況です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、今後感染が不安で接種を控え、定期接種の対象時期が過ぎてしまう事例が出た場合は、厚生労働省の通知のとおり、定期接種の対象時期の期限を延長し、定期接種と同様に接種できるように対応してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 3番、小澤議員の2件目のご質問、女性の視点を反映した防災計画の実現についてお答えいたします。関連がありますので、1点目と2点目、一括して答弁申し上げます。

初めに、上砂川町防災会議委員につきましては、防災関係官署を主として行政機関や公共機関などから19人の委員で構成されており、現在の委員の中には女性は入っておりません。東日本大震災後の平成25年に、議員のご質問の中にあるように内閣府男女共同参画局から男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針が示され、その指針の中に震災において衛生用品等の生活必需品不足、授乳や着替えをするための場所がなかった避難所が見られ問題視されたことから、このことを踏まえ、町では女性用の衛生用品やおむつ及びテント

等につきましても災害備蓄品として購入し、またこれからの避難所の開設を想定し、今までの豪雨災害などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染予防の対策が重なる複合災害に備えることが必要であるため、災害備蓄品として避難者用のマスクや消毒液、段ボールベッドやパーティションなど購入したところです。

議員ご指摘のとおり、今後の対策や対応を考えると女性の視点を反映することは大変重要なことであると認識しており、今後の計画の見直しに当たりましては多くの女性のご意見を拝聴し、災害発生時の様々なケースを想定しながら、町民の安心、安全対策に当たっていきたくと考えております。

さらに、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針では、防災、復興については子供、若者、高齢者、障害者等の多様な視点を反映するためには防災会議委員の女性委員の割合を高めることと示されており、以前は女性団体連絡協議会や男女共同参画推進協議会などの地域に根差した活動をしていた女性団体の委員もおりましたが、現在残念ながら解散されており、推薦を依頼することができる団体はない状況にあります。現在各機関に対し委員の推薦依頼をする際、特別な依頼はしておりませんが、町内に防災マスターを取得している女性の方もおりますことから、この方を委員に登用することも含め、女性主体とした団体からの推薦や各機関に対しましても女性の推薦について促し、また各地区で自主防災組織を結成する際は女性の参画にも努めてまいりますことを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○3番（小澤一文） 防災会議の女性委員の登用について前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。ただ、この問題は、条例を改正する部分を視野に入れて検討する必要もあるのかなと考えるのですけれども、この点についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋成和） 内野総務課長。

○総務課長（内野博之） 今の防災会議条例のご質問でございますけれども、会長及び委員、第3条、防災会議は、会長及び委員をもって組織するという項目がございます。その中に5項11号にその他公共的団体等のうちから町長が任命する者というふうな項目がありますので、それを代用して女性登用も考えていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋成和） 小澤議員、よろしいでしょうか、今の答弁で。

○3番（小澤一文） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 次、1番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（笹木笑子） さきに通告させていただきました2件について質問させていただき

ます。

1 件目ですが、子育て支援について、特に仕事と子育ての両立のための支援であります。児童館の放課後児童クラブ化についてお伺いいたします。質問に入る前に、御存じかとは思いますが、放課後児童クラブについて説明させていただきます。放課後児童クラブは、学童保育とも呼ばれ、日中保護者が家庭にいない児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、子供の健全育成を図ることを目的としています。家庭的機能を補う場所でございます。指導員が保護者の代わりに生活指導や育成をすることでございます。児童館は、誰もが利用でき、遊びの指導をするとともに、安全な放課後の居場所を提供する場所です。

それでは、質問に入らせていただきます。町執行方針主要施策に安心して子供を産み育てる環境づくりの具体的な施策が示されております。経済的支援事業による負担の軽減、またこのたびのコロナ禍ではいち早く直接的な経済支援を実施され、子育ての一助になっていると認識しております。今年度第2期上砂川町子ども・子育て支援事業計画が策定、スタートいたしました。作成に当たり、保護者を対象としたアンケートが実施されております。アンケートの結果を子育て世代の希望、声として、また私自身が策定に関わった者として、保護者のための放課後児童クラブについてお考えをお尋ねしたいと思います。

現在児童館を利用している児童の大半が保護者の就労など留守家庭の状況です。児童館が放課後児童クラブの役割を担っている現状ですが、児童館の本来の設置目的、利用方法は、家庭的機能の補完場所である放課後児童クラブとは異なります。保護者の求めている放課後の子供たちの過ごし方とは異なります。特に土曜日、夏休みなどの長期休業中におきましては、1日の大半を過ごす子供たちの生活の場所でもございます。家庭に代わる生活の場所、保護者に代わる生活の指導、健康管理など保護者が安心して働き、子育てするためにはなくてはならない場所です。新型コロナウイルスの終息が見えない現在、新型コロナウイルスと共存していくためにも子供たちの放課後の居場所にとどまらず、保護者が安心して働くことにも児童館の放課後児童クラブ化の早急な対応、実施に向けお考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、2件目について質問させていただきます。ケアラー支援について。ケアラーとは、高齢者の方にかかわらず、身体上、精神上の障害、または疾病などにより援助を必要とする家族、友人、その他の身近な人に対して無償で介護、看護、日常生活上の世話をを行っている人のことをいいます。上砂川町は、高齢化率50%を超え、日本の50年先を先取りしている超少子高齢の町です。言い換えれば時代の最先端の町です。現在介護サービスなどの支援は介護が必要な人に対するものが中心で、介護者は支援の対象とされていません。様々な世代や立場で家族などを介護する人、ケアラーを社会で支援することは、介護者の社会的な孤立防止や介護を受ける人と介護者が共倒れになることの防止にもつながります。本町は、ケアサポーターの養成、また認知症老人と共に歩む会でも認知症家族への援助に積極的に活動されており、高齢者支援に寄り添い、関わる貴重な取組をされてお

ります。そんな支え合いの土壌のある町だからできることと考えます。そんな町だからこそモデル事業として全国に発信できるのではと考えます。子育て、介護、教育など地域の機関が連携して支える姿勢は、多様な世代の多様な暮らしを考え、認め合いながら共に暮らす町づくりへとつながり、犯罪や災害にも強い町になると考えます。今後はさらに子育てしながらの介護、介護しながらの看護などのダブルケアも考えられます。町民同士で支え合うことが明確になるようなケアラー条例の制定も視野に入れ、お考えをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 1番、笹木議員の1件目のご質問、子育て支援について、児童館の放課後児童クラブ化についてお答えいたします。

放課後児童クラブは、議員よりただいまご説明がありましたとおり、一般的に学童保育や学童クラブと呼ばれている施設で、法律上の名称は放課後児童健全育成事業とされており、主に保護者の就労、病気などの理由により小学生のお子さんを家庭において十分に保育できない場合に、保護者に代わって放課後などに遊びや生活の場を提供する事業であります。

放課後児童クラブにつきましては、第2期上砂川町子ども・子育て支援計画のアンケート調査の内容で承知しているところでありますが、平成31年度に開設した認定こども園に児童館を併設したことにより、ハード、ソフト面での整備拡充と併せ、児童館に保育教諭も配置することによりマンパワーの充実も図られ、さらには平成30年度から毎年こども園の保育教諭が放課後児童支援員の資格研修を受講し、児童館での子供の育成支援や必要な知識及び技能習得のため児童厚生員との内部研修を行うなど、安全対策の強化もできているものと考えております。本町の放課後における事業につきましては、全ての児童を対象とした児童館事業、教育委員会主催で毎週小学校体育館で行う放課後子ども教室、小学校4年生以上を対象とした公設学習塾やキッズ体験クラブ、児童館主催のお習字教室など様々な形で子供たちの放課後活動をサポートしております。

議員ご質問の児童館の放課後児童クラブ化につきましては、さきに述べましたとおり、児童館において放課後児童クラブに準じた機能を持たせた運営をしており、新たにフルセットで整備ができればよいとは認識しているものの、今ある施設を有効に使いながら要望に応じてまいりたいと考えており、これまで同様子供たちの安全や利便を重視しつつ、保護者が安心して働くことができ、子供が自由に伸び伸びと過ごせる放課後の居場所として保護者の意見も参酌し、運営を図ってまいりますことを申し述べ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 1番、笹木議員の2件目のご質問、ケアラー支援についてお答えいたします。

最初に、ケアラーにつきましては、高齢や身体上、または精神上的の障害等により援助を

必要とする家族や身近な人を無償で介護や看護、お世話等を提供する人をいいます。こうしたケアラーの中には、時間的な拘束により負担感や孤立感を抱え、生活に影響が生じている方がいることも事実であることから、家族などのケアラーが身体的、精神的、さらには経済的な負担を抱え、ケアを担うことにより社会生活に制約を受けないようにすることが大切であり、ケアラーの支援を広げていくことがよいケアの実現になるものと考えております。

現在、本町のケアラーに対する支援につきましては、平成14年度に認知症を介護する家族を支援するために設立した認知症老人と共に歩む会の活動、平成20年度からは認知症の方や介護者の支援についての知識を学ぶ認知症サポーター養成講座の開催、平成29年度からは認知症の人の正しい知識を習得し、支援方法を学んだサポーターが認知症の人とその家族の居場所づくりの支援を行う認知症カフェ、カフェまちなかの開催、平成30年度からは所管ごとに分かれていたボランティア組織を一元化した団体としてケアサポーターが発足し、介護予防、認知症サロン、生活支援サロン等を実施しております。これら住民主体の視点に立った体制構築の取組が道内他自治体からなども注目を集め、昨年2月にはこれらの活動が高く評価され、認知症患者を支援するNPO法人全国キャラバン・メイト連絡協議会から認知症サポーター優良活動事例として全国表彰を受けたところであり、昨年は道内の議会からの視察も数件ございました。

しかしながら、ケアサポーターなどのボランティア組織は高齢なことから、体制維持に当たり多くの課題を抱えていることも確かで、今後は行政と社会福祉協議会との連携にとどまらず、商工会議所や民間事業者、ボランティア団体、さらには地域おこし協力隊が一体となり、全ての世代、職種による体制構築を進めていくことが必要と考えております。地域包括支援センターでは、高齢者のケアラーからの相談についても随時受けており、保健師、社会福祉士及び介護支援専門員の専門職が昨年度は年間延べ298件対応しております。同様に障害者のケアラーからの相談につきましても福祉課や相談支援事業所等で受け付けるなど、ケアラーが孤立しないよう様々な取組を通じて支援に努めております。

議員ご質問のケアラー支援に関する条例の制定につきましては、埼玉県が令和2年3月に全国として初のケアラー支援条例を制定しておりますが、本町は現時点におきまして認知症サロン、生活支援事業など各種ケアラーの支援に取り組んでおり、ケアラーの抱える様々な課題を広く共有し、町民の理解を広げる中で条例制定についても十分協議、議論した中で検討していきたいと考えております。今後も町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域共生社会の実現に向け、引き続き地域包括ケアシステムの推進の中でケアラー支援体制の構築を図ってまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○1番（笹木笑子） ご丁寧な回答ありがとうございます。

児童館の学童クラブ化につきましてですけれども、アンケート上で申し訳ありませんけ

れども、保護者の満足につながっていないのではないかというふうに思っております。それで、今後ご回答の中にもありましたように利用している保護者の方の意見を吸収していただき、そして満足につながるような、上砂川流でもよろしいですので、そういう何らか具現の方法を示していただけるような形で要望としてお願いしたいと思っております。

○議長（高橋成和） 要望として受けます。再質問はございませんね。

○1番（笹木笑子） はい。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊 藤 充 章 議員

○議長（高橋成和） 次、5番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（伊藤充章） 令和2年第3回定例会に当たり、さきに通告させていただきました新型コロナウイルスに対応するワクチンの確保及び助成についてお伺いいたします。

昨今新型コロナウイルスが世界中で流行している現状において、一日も早いワクチン、治療薬の開発が待たれるところであり、いずれ開発されるであろう予防ワクチンの確保に向け、日本政府において努力しているところであります。報道されている内容を見たところ、現状においてはまず2万人分の予防ワクチンを確保し、医療、介護従事者、症状が悪化しやすい高齢者や持病を患っておられる方々に優先して提供されることが見込まれており、また先日の首相会見においては2021年前半までには全国民分の予防ワクチンを確保して、無料で提供する方針であるとのことでした。

さて、その予防ワクチンが開発され、実際に出回ることを想定したとき、恐らく供給当初においてはその数量は大きく不足することが予想されます。政府がどのように供給するのか、その方法も具体的ではない中で難しいところではございますが、町としては町立診療所を通じて一人でも多くの方が接種できるよう数量確保に向けて取り組むべきと思えます。また、無料で提供する方針とのことについても、それが恒久的に無料なのか、最初だけなのか、このことについても具体的ではありませんが、今後予防ワクチン接種が有料化された場合、現在行われている各種ワクチン接種の助成事業と同様にこの新型コロナウイルス予防ワクチンについても助成されるのが適当と考えます。

現状においてはいささか時期尚早かとも思いますが、これらのことにつきまして町のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの5番、伊藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。林福祉課保健予防担当参事。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） 5番、伊藤議員のご質問、新型コロナウイルスに対応するワクチンの確保及び助成についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンは、WHOによると9月3日現在臨床試験に入っているワクチン候補は34種類あり、このほかに142種類が前臨床の段階にあります。日本政府においても9月4日、厚生労働大臣の会見でワクチン確保のために予備費6,714億円の使用を閣議

決定し、供給に向けて製薬会社と交渉を進めており、令和3年前半までに全国民分のワクチンを確保すべく取り組んでいるとのこととあります。しかしながら、接種方法、回数などワクチン接種の詳細が現段階では決まっていないため、具体的な答弁は控えさせていただきますが、ワクチンが有料化されたときには感染症対策として現在も実施しております全町民を対象にしたインフルエンザワクチン助成に準じた対応を進めたいと考えており、今後新型コロナウイルスワクチンの接種について国から具体的な方針が示された段階で改めて町の対応について検討していくことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番（伊藤充章） ございません。ありがとうございます。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号
議案第29号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第24号から日程第8、議案第29号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第25号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 上砂川町認定こども園設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第29号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 日程第9、認定第1号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第10、認定第2号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員会委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、伊藤決算特別委員会委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（伊藤充章） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書のとおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、令和2年9月15日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る9月17日に本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号、令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号、令和元年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋成和） ただいま決算特別委員会委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和元年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について

は、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和元年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長の報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（高橋成和） 日程第11、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（高橋成和） 日程第12、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に特別委員会の審査結果報告と発議1件、意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎上砂川町議会議員定数等審査特別委員会委員長報告

○議長（高橋成和） 日程第13、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会審査結果報告について委員長から報告を求めます。吉川委員長。

○上砂川町議会議員定数等審査特別委員長（吉川 洋） それでは、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された審査事件について、審査の結果を会議規則第76条の規定により報告いたします。

1、審査事件、上砂川町議会議員定数について。

2、審査の経過、上砂川町議会議員定数等審査特別委員会の開催経過でございます。第1回目、令和2年3月17日、第2回、令和2年6月19日、第3回、令和2年8月28日、第4回、令和2年9月4日。

審査概要及び結果でございます。少子高齢化、人口減少が進み、地方の在り方が変貌する中、議会に求められる役割が広がり、その重要性が増している。そのような状況を踏まえ、令和元年12月5日の議会運営委員会において議員定数等を審査すべく議員提案により特別委員会を設置する旨を申合せ、同年12月12日の第4回定例会最終日に発議第2号により特別委員会の設置が上程され、全会一致をもって可決をされました。直ちに8名、議長を除く全議員の委員で上砂川町議会議員定数等審査特別委員会が設置されました。その後、町内団体代表を対象としたアンケートを実施し、（及び）計4回の特別委員会を開催をし、アンケート結果及び事務局より提出されました資料等に基づき審議をしました。また、アンケート結果報告並びに意見交換会を開催し、その結果を踏まえ、全委員により定数等に関し意見を伺い、人口の動向及び今後の予測、過去の町議会選挙の状況、また議会の役割の重要性を考慮し、慎重に審議をして、全委員一致で1名減の8名の定数とする結論に至りました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で上砂川町議会議員定数等審査特別委員会審査結果報告を終わります。

◎発議第1号

○議長（高橋成和） 日程第14、発議第1号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件についての提案理由並びに内容の説明を求めます。吉川委員長。

○上砂川町議会議員定数等審査特別委員長（吉川 洋） それでは、発議第1号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により次のとおり提出する。

令和2年9月18日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様
提出議員 吉 川 洋
賛成議員 数 馬 尚

伊藤 充 章

提案理由、令和3年2月に執行される町議会議員選挙において議員定数を減ずるため、本条例の一部を改正するものである。

内容の説明をいたします。上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。上砂川町議会議員の定数を定める条例（平成12年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

本条例中「9人」を「8人」に改める。

附則

この条例は、公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

条例の内容については、資料がお手元にあるかと思しますので、ご参照お願いいたします。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終わりました。

なお、本件につきましては、特別委員会の委員長報告で全会一致で決しておりますが、本件に対する質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 上砂川町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（高橋成和） 日程第15、意見書案第2号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書について議題といたします。

6番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（吉川 洋） 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年9月18日

上砂川町議会議長 高橋成和 様

提出議員 吉川 洋

賛成議員 伊藤 充 章
水谷 壽 子

意見書第2号、それでは本文を読みます。

意見書案第2号

社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、
国土強靱化の促進を求める意見書

近年、豪雨、暴風、地震、豪雪など自然災害が頻発しており、そのたびに多くの人命、財産が失われています。更に、気候変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化が指摘されています。北海道は全国の中でも特にその影響を大きく受ける地域であることとされており、対策の必要性を強く認識しております。現在、そして将来世代の時代に向け、その生命・財産を守るために自然災害に事前から備える防災・減災・国土強靱化をより推進していくことは、一層その重要性を増しております。

このような状況を受け、国においては、国民経済や生活を支え、国民の生命を守る重要インフラ等の機能維持するため、平成30年度から令和2年度にかけ「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」実施が図られていますが、ハード・ソフトが一体となった防災・減災が主流となる社会の実現のためにも、令和3年度以降においても継続して取り組むべき事項であるとともに更なる対策の強化が求められています。

よって、国におかれては令和3年度以降も計画的に事業を推進することの必要性を踏まえ、防災・減災、老朽化対策に必要となる予算・財源を安定的に確保し、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組みとも連携した国土強靱化対策により一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望します。

記

1 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」の推進、国土強靱化や老朽化対策をはじめとする社会資本整備・維持が計画的かつ着実に実行できるよう、安定的・持続的に予算の総額確保を図ること。

2 補助事業、社会資本整備総合交付金、土地改良事業予算等については、道路や農業基盤の整備、防災対策、河川改修、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

3 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月18日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 社会資本の整備・維持、総力戦で挑む防災・減災プロジェクト、国土強靱化の促進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（高橋成和） 日程第16、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について議題といたします。

5番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（伊藤充章） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年9月18日

上砂川町議会議長 高橋成和 様

提出議員 伊藤充章

賛成議員 小澤一文

笹木笑子

それでは、内容を読み上げさせていただきます。

意見書案第3号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書
新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民

生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税については、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来を持って確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月18日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（高橋成和） 日程第17、意見書案第4号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について議題といたします。

3番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（小澤一文） 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年9月18日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様
提出議員 小 澤 一 文
賛成議員 数 馬 尚
吉 川 洋

意見書案第4号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な問題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、わが国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させるデジタル化」「効率化の追求を目指したデジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がるデジタル化」「安心・安全の追求を目指したデジタル化」「人にやさしいデジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、

可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続きについて、オンライン申請を実現すること。

2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。

3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。

4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月18日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣・マイナンバー制度担当大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、行政改革担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和2年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章